

協議会での実施事項と今後の予定について

資料2

【実施事項】

- 鶴見川流域は「鶴見川流域水協議会」中で「流域治水プロジェクト」を協議。
- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 等

【これまでの経過と今後の進め方】

令和2年8月20日

第1回協議会

- ・流域治水プロジェクトとは
- ・協議会での実施事項、進め方等
- ・流域対策の共有と検討について
- ・県管理区間（整備計画策定河川）の事業メニューの確認 等

令和2年9月18日

第2回協議会

鶴見川流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】

- ・国・県管理区間における「河川に関する対策」を図示
- ・「流域に関する対策」（案）の記載
- ・「避難・水防に関する対策」（案）の記載 等

令和3年1月15日

第3回協議会
（書面開催）

- ・協議会構成員の拡充（オブザーバーの追加）
- ・今後の進め方について

令和3年3月9日

第4回協議会

- ・鶴見川流域治水プロジェクト最終とりまとめ(案) 本日
- ・今後の予定について

令和3年3月末
（予定）

流域治水プロジェクト(最終版) 公表

- 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」
- 「被害対策を減少させるための対策」
- 「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」のとりまとめ。